

# 東東京中学生野球連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

### 第1条 名称

本連盟は、東東京中学生野球連盟という。

### 第2条 事務所

本連盟の事務所は、東東京中学生野球連盟理事長宅に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、野球競技を通じて青少年の健全な育成を目指し、その普及振興に寄与することを目的とする。

1. 青少年の健全な精神と強健な身体を養い、礼儀正しさを学ぶ。
2. 国際的スポーツマンの育成を目指し、積極的な交流を図る。
3. 競技者・家族・学校・地域社会が一体となり応援活動を推進する。
4. 硬式野球に移る際の筋力障害を防止し、スムーズに移行させる。
5. 国際野球連盟推奨球となっている意義を認識して各運営に当たる。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は前章の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 東東京中学生野球選手権大会
2. 全国中学生都道府県対抗野球大会
3. 中学校野球の技術向上に関する事業・研究
4. 各団体との親睦と交流
5. その他、目的達成のために必要な事業

## 第4章 会員及び組織

第5条 本連盟の会員は、中学生で構成された東京都の団体(チーム)とする。

第6条 本連盟は日本中学生野球連盟に所属し、その連盟の指導の下に活動する。

## 第5章 役員

### 第7条 役員及び任期

#### 1. 役員

会長 1名 副会長 3名以内  
理事長 1名 副理事長 4名以内 会計 1名  
常任理事 若干名 理事 相当数 監事 2名

役員の内、就任・退任は、理事会の総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

2. 相談役・顧問・参与・名誉会長・名誉顧問を置くことができる。

#### 3. 任期

役員の内、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

### 第8条 役員の内、職務・選出

1. 会長・副会長は理事会にて選出する。

会長は本連盟を代表し、連盟職務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長が事故等ある時は職務を代行する。

2. 理事長・副理事長・事務局長は、常任理事の内、互選により選出する。

理事長は、理事会を代表し連盟職務を執行する。

3. 常任理事は、理事の内、互選により選出し、日常の職務及び緊急事項を処理し、理事長を補佐する。

4. 理事は、各地区の推薦者で構成され、会長が必要と認めて指名委託することができる。

5. 監事は、理事会にて選出し、連盟の財産および理事の業務執行を監督する。

## 第6章 会議

### 第9条 理事会・常任理事会

1. 第4条の目的を達成するために、理事会を設置し、必要に応じて会議を行う。

2. 理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

3. 理事会は、理事の総数の半数以上の出席をもって成立する。但し、事前に委任状の提出がなされた場合は、出席とみなす。

4. 緊急を要する事項は、常任理事会にて代行することが出来る。但し、第3項に基づき、常任理事の総数の半数以上の出席を必要とする。この場合、次の理事会にて承認を得ること。

## 第7章 会計

第10条 本連盟の経費は、次に挙げるもので賄う。

1. 事業収入
2. 寄附金及びその他の収入

第11条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後、2か月以内に会計が作成し、年度決算表及び事業報告書とともに、監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 細則

第13条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

1. 大会運営規定
2. 大会運営細則
3. 慶弔規定
4. その他

## 第9章 規約の変更

第14条 本連盟の規約は、理事の総数の3分の2以上の同意を得なければ、変更することは出来ない。

2019年4月1日制定

2020年10月1日改定